ヒューマンヒルズ函南内公共公益施設維持管理に関する覚書

ヒューマンヒルズ函南（以下「当団地」という）内における公共公益施設の維持管理体系を明確にするため、函南町（以下「甲」という）とヒューマンヒルズ函南自治会（以下「乙」という）は、次のとおり覚書を締結する。

この覚書は、甲は住民生活保全の立場から、乙は機能、環境を継続的に享受する受益者の立場から、双方誠意をもって履行することにより公共公益施設を適正に維持管理するためのもので、末尾に別表としてヒューマンヒルズ函南内公共公益施設管理区分を定める。

1．道路施設

(1) 別表道路用地内の道路及び道路側溝等の付属施設は、甲が所有者及び管理者であるが、軽易な清掃等については、乙がこれを行うものとする。

(2) 別表道路用地内の付属物件（階段横緑地、サイン、階段アーチ、ポケットパーク、モニュメント）については、甲が所有者であるが、清掃、剪定、照明器具等の維持管理は、乙がこれを行うものとする。

また、新たな植栽等の仕様変更は、乙が発意し甲の了解を得て実施できるものとし、その費用は乙の負担とする。

2．水道施設

(1) 別表水道用地内の配水池及び水道管は、甲が所有者及び管理者である。

3．調整池

(1) 別表調整池用地の調整池は、甲が所有者及び管理者である。

4．公園等

(1) 別表公園用地内の公園及び公園の遊具等は、甲が所有者及び管理者である。このうち、ふれあい中央公園については、甲は都市公園として町内の他の都市公園と同程度の管理を行い、電灯４基分及び水道使用料を負担するが、乙はその他の部分を管理し負担する。

(2) ふれあい中央公園以外の公園については、付属施設の光熱水費を含めて、乙が管理する。

5．ごみ置場

(1) 別表ごみ置場用地内のごみ置場は、甲が所有者であるが、清掃、破損箇所の修復等の維持管理は、乙がこれを行う。

また、新設、建て替え等の必要が生じたときは、甲、乙双方が協議の上実施するものとする。

6．集会所

(1) 別表集会所用地は、甲が所有者であり、集会所施設も甲が所有者である。この集会所の維持管理については、別に締結する「土地、建物使用契約書」（平成１４年１０月１日締結）のとおりとする。

7．防災施設

(1) 防火水槽（40ｔ ２箇所）は、甲が所有者及び管理者である。

(2) 地下式消火栓（5 箇所）は、乙が所有者及び管理者であり、非常時の操作ができるよう函南町消防団第３分団の協力を得て訓練を行うものとする。

8．下水道施設

(1) 別表汚水処理施設及び道路用地内に埋設の下水道管は、甲が所有者であるが函南町公共下水道へ接続するまでの間、汚水処理施設は乙がこれを管理するものとする。従って汚水処理施設の維持管理費用（汚水処理機器の清掃、点検、修理、更新等に要する費用を含む）は乙が負担する。

(2) 函南町公共下水道へ全戸が接続したときは、既存施設の機能停止に必要な処置は乙が行なうものとする。またこの場合、乙が汚水処理施設を他の目的に使用したいときは、使用に当たって支障となる汚水処理機器の撤去費用は、乙がこれを負担するものとする。

ただし、この場合、汚水処理施設・用地の使用に当たっては、甲（都市計画課、管財課）と協議するものとする。

9．照明電灯施設

(1) 別表照明電灯施設（公共用地内照明電灯含む。）は、乙が所有者及び管理者であり、維持管理を行うものとする。ただし、ふれあい中央公園内の４基の電灯施設は、甲が費用負担する。

１０．付記

(1) 甲及び乙は、別表の付属物件の「所有者」及び「管理者」の責務を真摯に遂行するものであるが、諸般の事情により問題が生じたときは、すみやかに甲、乙協議の上、その善後策について誠意をもってあたるものとする。

この覚書を証するため、本書２通を作成し甲、乙双方が記名押印し、各自その１通を保有する。

なお、平成２２年　３月４日締結（平成２４年３月２日変更締結）の覚書は、廃止するものとする。

平成２５年4月　8日

（甲）
住　所　田方郡函南町平井 717 番地の 13
氏　名　函南町長　森　延　彦　㊞

（乙）
住　所　〒419-0101
静岡県田方郡函南町桑原880
ヒューマンヒルズ函南自治会
氏　名　会長　沖　野　進　㊞

別表　　　　ヒューマンヒルズ函南内公共公益施設管理区分

施設名	土地所有者	管理者	付属物件	付属物件所有者	付属物件管理者	備考
1．道路用地 877-3.-7.-8.-9.-10. -11.880-1.-7.-12.-35. -121.-122.-132.-142.-143. -148.-149.-150.890-8. -10.891-23.914-5. 965-3.971-4 880-5.-9.-10.-11.-163. -165.-166.-167.-168. -169.-170.-171.-172. -173.-174.-175.-176. -177.-178.-179.-180. -181.-182.-183.-184. -185.-186.-195.881-6. -7.891-1.894-2.-3. 965-5.-25.-26	函南町	函南町 建設課	階段横緑地	函南町	住民	軽易な清掃剪定、照明器具等は、住民
			サイン	〃	〃	
			階段アーチ	〃	〃	
			ポケットパーク	〃	〃	
			モニュメント	〃	〃	
2．水道用地 887-5.965-27	函南町	函南町 水道課	配水池	函南町	函南町	
			水道管	〃	〃	
3．調整池用地 880-140.-141	函南町	函南町 建設課	調整池	函南町	函南町	
4．公園用地 880-45.-144.-194.965-7. -8	函南町	函南町 管財課	公園遊具	函南町	函南町	
			ふれあい中央公園	〃	函南町と住民	他の都市公園と同程度に町が管理
			ふれあい北及び南公園	〃	住民	
5．ごみ置場用地 880-22.-54.-69.-94.-105. -114.-131.-202.-203. 965-32 (894-3　道路用地内) (880-194　公園用地内) (880-144　公園用地内)	函南町	函南町 環境衛生課	ごみ置場	函南町	住民	
6．集会所用地 891-27	函南町	函南町 (使用貸借契約による) 管財課	集会所	函南町	函南町 (使用貸借契約による)	
7．防災施設用地 (道路・公園用地内埋設物)	—	—	防火水槽 (40t×2)	函南町	函南町	
			消火栓 (地下式×5)	住民	住民	
8．下水道施設用地 (道路用地内埋設物) 汚水処理施設については集会所用地内(891-27)	—		汚水処理施設	函南町	住民	
			下水道管	〃	〃	
9．照明電灯施設	—	—	屋外照明 (電球等含)	住民	住民	ふれあい中央公園の電灯4基は町が、これ以外の団地内の屋外照明器具全ては住民が管理